国勢調査

令和2年国勢調査 はじまります

便利なインターネット回答は9月14日（月）から

■国勢調査は未来をつくる最も重要な統計調査です

国勢調査は、大正9年（1920年）の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として実施しており、令和2年（2020年）に100年の節目を迎えます。

今回の調査では、「男女の別」「配偶者の有無」「就業状態」「従業地又は通学地」などのほか、「世帯員の数」「世帯の種類」「住居の種類」「住宅の建て方」の世帯に関する調査が行われます。

調査結果は、選挙区の決定や過疎地域の認定、地方交付金の算定など多くの法令で使用が規定されており、少子化対策や防災対策、生活環境の整備などの政策立案の基礎資料として欠かせないものです。このほか、社会学や経済学などの学術研究はもちろん、企業などによる製品・サービスの需要予測やコンビニエンスストアなどの立地計画などにも活用されており、私たちの社会や暮らしを支える重要な情報基盤となっています。

■国勢調査の概要

国勢調査は5年に1度実施される大切な調査です。

▼調査期日

10月1日現在

▼回答期間

・インターネット回答期間
9月14日(月)～10月7日(水)

・調査票（紙）での回答期間
10月1日(木)～10月7日(水)

▼調査の対象

10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人（外国人を含む）および世帯

※統計法では、正確な統計を作成するために、調査に回答する義務（報告義務）が定められています。

▼調査の流れ

9月14日（月）から調査員がお宅を訪問し、調査書類を配布します。できる限りインターネットでの回答をお願いします。

町企画課　TEL 096-234-1115（内線221）

特別定額給付金

特別定額給付金の申請が間もなく終了します

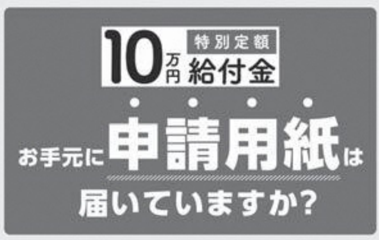

申請書類の提出はお済みですか

■新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

令和2年4月20日「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の閣議決定を受けて実施されている、ひとり10万円を一律に支給する特別定額給付金事業が、間もなく申請受付期限を迎えます。

町では、国会での補正予算成立後の5月12日に、町内在住者4321世帯（1万5442人）を対象に申請書類の送付を行い、同月18日より郵送やオンラインによる申請受付を行っています。

■申請率は99%超に

7月20日現在、町では町内の支給対象者のうち、約4300世帯からの申請を受け付けており、申請率は99%超となっています。

また、これまでに対象者の99・53%にあたる4287世帯（1万4496人）に対して給付金の支給を完了しました。

■特別定額給付金の申請受付は8月17日（月）まで

申請がお済みでない方は、8月17日（月）の申請期限までに、本人確認書類や振込先口座に関する書類の写しを添付して町地域振興課への提出が必要です。

申請期限後の受付はできませんので、ご注意ください。

現在、町ではまだ申請がお済みでない方への個別連絡などを行っています。申請書類の郵送は、住民基本台帳上の住所地に宛てて送付しましたが、所在不定の対象者については、連絡手段が乏しく申請の案内が難しいため、町の防災行政無線や公式ウェブサイトなどで申請を促す情報発信を行っているところです。

申請がまだの方や心あたりのある方は、至急、町地域振興課までご連絡ください。

▼お問い合わせ先

町地域振興課
TEL 096-234-1154

町地域振興課　TEL 096-234-1154（内線237）

国民年金

ご存じですか？ 国民年金の任意加入制度

詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■納付済期間が満たない場合に任意加入で受取額を増やせます

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納め忘れなどにより納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、受取額を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金の受給資格期間は、保険料の納付済期間や免除期間などが原則として10年以上（平成29年8月1日に25年から10年に短縮されました）必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、65歳になるまで任意加入することができます。

保険料の納付方法は、原則として口座振替となります。

■海外在住の場合も加入できます

海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。保険料の納付方法は、国内にいる親族などの協力者がご本人の代わりに納める方法と、日本国内に開設している預金口座から引き落とす方法があります。

■対象となる方と申請方法

対象となる方は、次のとおりです。

・年金額を増やしたい方は、65歳になる前の月まで
・受給資格期間を満たしていない方は、65歳になる前の月まで
・外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、通帳、認印、金融機関届出印を準備の上、町住民生活課または熊本東年金事務所にお申し出ください。

▼お問い合わせ先
熊本東年金事務所
TEL 096-367-2503

町住民生活課　TEL 096-234-1113（内線104）

国民健康保険

国民健康保険被保険者証の更新はお済みですか

詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■国民健康保険被保険者証の更新はお早めに

甲佐町国民健康保険被保険者の令和元年度被保険者証（うぐいす色）の有効期限は、令和2年7月31日（金）です。

国民健康保険に加入している方でまだ令和2年度被保険者証（桃色）がお手元にない方は、簡易書留と書かれている黄色い封筒が来ていないか確認をしていただき、町住民生活課保険係に来ていただくかお問い合わせしていただきますようお願いします。

※窓口での被保険者証の受け取りの方は、古い被保険者証（世帯に国民健康保険被保険者が複数いる場合は、全員の被保険者証）と印かん、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものをお持ちください。

なお、国民健康保険税の納付が遅れた世帯で、別途通知のある方は、納付相談をしていただいた上での更新となります。

■「医療費のお知らせ」について

町から年数回配布している「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。令和2年度の「医療費のお知らせ」の送付は次の通りとなります。

・令和2年1月～3月診療分（令和2年8月送付）
・令和2年4月～6月診療分（令和2年11月送付）
・令和2年7月～10月診療分（令和3年2月送付）
・令和2年11月～12月診療分（令和3年5月送付）

※11月～12月診療分は、令和3年5月に行政区配達でお送りします。令和3年2月からの確定申告には、当該月分の領収証が必要になりますので必ず保管をお願いします。

▼お問い合わせ先
町住民生活課
TEL 096-234-1113

町住民生活課　TEL 096-234-1113（内線106）